

障害者福祉のしおり

この「しおり」は、障害のある方が利用できる主な福祉制度の内容や利用方法について、概要をまとめたものです。



銚田市

<目次>

I	障害者手帳	
	1 身体障害者手帳	2ページ
	2 療育手帳	3ページ
	3 精神障害者保健福祉手帳	4ページ
II	医療費の助成	
	1 自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)	6ページ
	2 医療福祉制度(マル重度心身障害者等医療費助成制度)	9ページ
III	各種手当	
	1 特別児童扶養手当	9ページ
	2 特別障害者手当・障害児福祉手当	11ページ
	3 在宅障害児福祉手当	14ページ
	4 難病患者福祉士手当	14ページ
IV	地域での生活の支援について	
	1 日常生活用具の給付・貸与	15ページ
	住宅改修費給付事業	20ページ
	小児慢性特定疾患児童日常生活用具	21ページ
	茨城県人工肛門ストマ用装具支給事業	22ページ
	2 補装具の購入・修理費の給付	23ページ
	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	24ページ
	3 障害福祉サービス事業	24ページ
	<介護給付>	
	居宅介護(ホームヘルプサービス)・重度訪問介護・同行援護	
	行動援護・療養介護・生活介護・短期入所(ショートステイ)	
	重度障害者等包括支援・施設入所支援	
	<訓練等給付>	
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)・宿泊型自立訓練・就労移行支援	
	就労継続支援(A型・B型)・共同生活援助(グループホーム)	
	<地域相談支援給付>	
	地域移行支援・地域定着支援	
	<障害児通所支援>	
	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後デイサービス・保育所等訪問支援	
	4 地域生活支援事業	29ページ
	意思疎通支援事業・地域活動支援センター・移動支援事業	
	日中一時支援事業訪問入浴サービス事業・相談支援事業	
	成年後見制度利用支援事業理解促進研修啓発事業	
	手話奉仕員養成研修事業重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料金助成事業	
	自動車改造費用助成事業身体障害者自動車運転免許取得費補助事業	
	重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	
V	その他	
	1 障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)	31ページ
	2 特別障害給付金制度	31ページ
	3 税の減免等	31ページ
	4 その他サービス、割引制度、各種相談窓口	32ページ

I 障害者手帳

障害者手帳には「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。

1 身体障害者手帳

身体に障害のある方の所持する手帳です。各種サービス、支援を受けるために必要となります。障害の程度によって、1級から6級までの等級と、第1種、第2種の種別があり、等級や種別により受けられるサービスの内容が異なります。



【交付の対象となる方】身体に以下の障害をお持ちの方

- 視覚
- 聴覚・平衡機能
- 音声・言語・そしゃく機能
- 肢体不自由(上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能)
- 内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓、免疫)

【申請方法】

- 窓口 銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ大洋市民センター総合窓口グループ

- 提出書類

必要な申請書類は窓口で配布します。

<新規の場合>

- ①身体障害者手帳交付申請書
- ②写真(縦4cm×横3cm)2枚
- ③身体障害者診断書・意見書(指定医師の作成したもの)※障害によって異なります。

本人の欄	保護者の欄
氏名 住所 電話番号(1444番付?)	氏名 住所 電話番号
親権者(養育者)	親権者(養育者)
監護人(養育者)	監護人(養育者)
監護人(養育者)	監護人(養育者)
監護人(養育者)	監護人(養育者)
監護人(養育者)	監護人(養育者)

◎銚田市に住民登録のない方は、住民登録のある市町村が管轄となりますので、お住まいの市町村にて申請してください。また、居住地特例にて銚田市が管轄となる場合もございます。現在の住所が障害者支援施設や病院である場合はご相談ください。

<再交付の場合> ※紛失以外は旧手帳と交換となります。

- ①身体障害者手帳再交付申請書
- ②写真(縦4cm×横3cm)1枚
- ③紛失の場合・・・事実申立書
程度変更・障害変更の場合・・・身体障害者診断書・意見書(指定医師の作成したもの)

<居住地・氏名変更届の場合>

身体障害者居住地・氏名変更届

◎手帳の返還について

身体障害者手帳は死亡や再交付の場合、返還が義務づけられています。

2 療育手帳

知的障害により日常生活や社会生活において制約のある方にいろいろな支援を受けやすくするために交付しています。

障害の程度によって、㊤(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の4段階と、第1種、第2種の種別があり、その程度や種別により受けられるサービスの内容が異なります。

【交付の対象となる方】

茨城県福祉相談センター(18歳以上)または鉾田児童相談所(18歳未満)において、知的障害の判定を受けた方。

【申請方法】

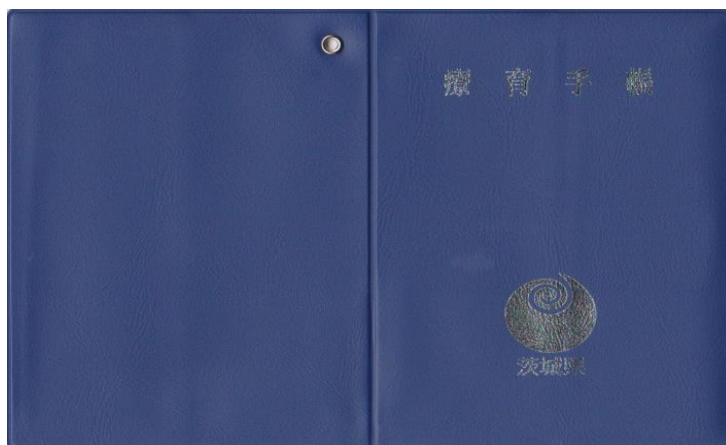
手帳の交付を受けようとする方の年齢により、手続き方法が異なります。それぞれ下記の機関に電話で予約のうえ、判定を受けてください。

(18歳以上の方)茨城県福祉相談センター(水戸市三の丸1-5-38) ☎029(221)0800

(18歳未満の方)鉾田児童相談所(鉾田市鉾田1367番地3) ☎0291(33)4119

【再判定について】

療育手帳の「次の判定年月」欄には、再判定時期が記載されています。再判定時期の半年～2ヶ月前になりましたら、茨城県福祉相談センターまたは鉾田児童相談所で再判定を受けてください。(再判定時期の前であっても、障害程度に変化があると思われる場合は、再判定を受けることが可能ですので上記機関にご相談ください。)



	療育手帳
	第 11111 号 交付日 平成11年1月1日
氏名 ほこた 鉾田 ほこまる (平成8年8月8日生)	
茨城県	

本人			
性別	住所		
男	茨城県鉾田市鉾田1444番地1		
<small>旅客鉄道株式会社旅客運賃減額</small>		第2種知的障害者	
保護者			
氏名	続柄	職業	電話番号
鉾田 鉾助	父		
住所			

判定の記録		
障害の程度 (総合判定)	合併障害	
Z	(身体障害 級)	
	判定年月日	平成10年12月2日
	次の判定年月	平成13年12月
判定機関	福祉相談センター(鹿行児童分室)	
判定の記録		
障害の程度 (総合判定)	合併障害	
	(身体障害 級)	
判定年月日		
次の判定年月		
判定機関		

判定の記録	
障害の程度 (総合判定)	合併障害
	(身体障害 級)
判定年月日	
次の判定年月	
判定機関	

3 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るための、各種支援策を受けやすくするために交付しています。障害等級は重度のものから1・2・3級があります。有効期間は2年間で更新手続き(新規申請の場合と同様)は、有効期限の3カ月前から可能です。

【交付の対象となる方】

精神障害のため長期(6か月以上)にわたり、日常生活または社会生活への制約がある方。発達障害、高次脳機能障害、てんかんの方もこの手帳の対象となります。

障害等級は、精神疾患の状態や日常及び社会生活上の障害程度から総合的に判定されます。

【申請方法】

○窓口 銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ大洋市民センター総合窓口グループ

＜判定内容のお問い合わせ先＞

茨城県精神保健福祉センター(水戸市笠原町993-2) ☎029(243)2971

○提出書類 必要な申請書類は窓口で配布します。

「①医師の診断書を提出する場合」と、「②障害年金等の証書を添えて申請する場合※」の2つの申請方法があります。

※精神の障害を理由に障害年金や特別障害給付金を受けている方は、診断書に代えて障害年金等の証書の写しを申請書に添えて、申請することができます。障害年金を受けている場合、手帳の等級は年金の障害等級と同程度になります。例:障害年金1級→手帳1級手帳の1級及び2級は障害基礎年金の1級及び2級と同程度です。3級の範囲は障害厚生年金の3級よりも広がっています。

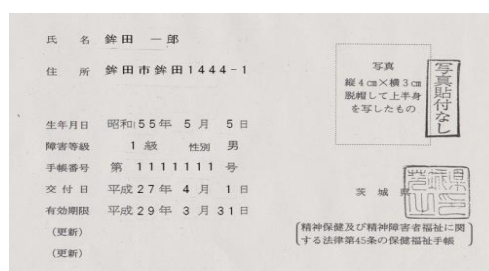
「①医師の診断書を提出する場合」

- ・障害者手帳交付申請書
- ・精神障害者保健福祉手帳用診断書(初診日から6ヶ月経過した日以後のもの)
- ・写真(縦4cm×横3cm)1枚 1年以内に脱帽して上半身を写したもの。裏面に住所、氏名、生年月日を記載 ※写真の添付は希望がある場合

「②障害年金等の証書を添えて申請する場合」

- ・障害者手帳交付申請書
- ・障害年金の証書の写しまたは 特別障害給付金資格者証の写し
- ・直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し
- ・特別障害給付金受給者の方は特別障害給付金の振込通知書等の写し
- ・障害年金等に係る照会同意書(年金・給付金の支給内容確認のため必要)
- ・写真(縦4cm×横3cm)1枚 1年以内に脱帽して上半身を写したもの。裏面に住所、氏名、生年月日を記載 ※写真の添付は希望がある場合
- ・申請者本人の照会同意書

※精神障害者保健福祉手帳見本



手続きの種類	内容
更新	引き続き手帳の交付を受けるとき ※有効期限の切れる3ヶ月前から手続きを行うことができます。 手続きは新規申請の場合と同様です。
等級の変更	①障害の状態に変化があったとき ・障害者手帳交付申請書 ・精神障害者保健福祉手帳用診断書 ・写真(縦4cmx 横3cm) 1年以内に脱帽して上半身を写したものの。裏面に住所、氏名、生年月日を記載 ※写真の添付は希望がある場合 ②障害年金の等級が変わったとき ・障害者手帳交付申請書 ・等級変更後の障害年金証書の写し ・直近の年金振込通知書または年金支払通知書の写し ・障害年金等に係る照会同意書(年金の支給内容を把握するため) ・写真(縦4cmx 横3cm) 1年以内に脱帽して上半身を写したものの。裏面に住所、氏名、生年月日を記載 ※写真の添付は希望がある場合
住所の変更	①県内で住所が変わったとき ・障害者手帳記載事項変更届 ・手帳 ②県外で手帳交付を受けていた方が、県内へ転入したとき ・障害者手帳交付申請書 ・他都道府県で交付された手帳の写し ・写真(縦4cmx 横3cm) 1年以内に脱帽して上半身を写したものの。裏面に住所、氏名、生年月日を記載 ※写真の添付は希望がある場合
氏名の変更	氏名が変わったとき ・障害者手帳記載事項変更届 ・手帳
再交付申請	手帳を紛失または汚損したとき ・障害者手帳再交付申請書 ・写真(縦4cmx 横3cm) 1年以内に脱帽して上半身を写したものの。裏面に住所、氏名、生年月日を記載 ※写真の添付は希望がある場合

更新及び変更の場合の障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方は、住所や氏名などが変わったときは、「居住地変更届」の届出が必要です。

【届出をすることによって、マイナンバーとの情報連携ができます。】

- 障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳)については、今後、マイナンバーを使った情報連携ができるようになります。
- 障害者手帳の登録内容が正しく、マイナンバーで情報を得ることができれば、ほかの手続の際に、障害者手帳のコピーの提出が不要となる場合があります。
- 障害者手帳に書かれた情報(住所、氏名など)が変わった場合、または、すでに変わっている場合には、必ずお住まいの市区町村の障害福祉担当課に「居住地等変更届出」を届け出てくださいようお願いいたします。

II 医療費の助成

1 自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)

都道府県の指定を受けた指定医療機関で、心身の障害の除去・軽減を図るために必要な医療を受ける医療費の助成により、医療費の原則1割が自己負担となります。

※ 所得に応じて月額負担上限額を設けてあります。所得が一定額以上の場合は、対象とならない場合があります。

【対象者】

- 精神通院医療:通院による治療を継続的に必要とする程度の精神疾患(てんかんを含む)のある方(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方も対象となります。)
- 更生医療:18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの。
- 育成医療:18歳未満の身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの。(更生医療と異なり、身体障害者手帳の交付を受けていない方も対象となります。)

【対象の医療内容】

○精神通院医療

精神疾患…………… 向精神薬、精神科デイケア 等

○更生医療・育成医療

肢体不自由…………… 関節拘縮→人工関節置換術 等

視覚障害…………… 白内障→水晶体摘出術 等

聴覚・音声言語そしゃく障害… 鼓膜穿孔外耳性難聴、外傷性または手術後に生じる発音構語障害 唇顎口蓋裂 等

内部障害…………… 心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術 等

腎臓機能障害→人工透析、腎移植術 等

肝臓機能障害→肝臓移植術 等

小腸機能障害→中心静脈栄養法 等

免疫機能障害(HIV)→免疫療法 等

【申請窓口】

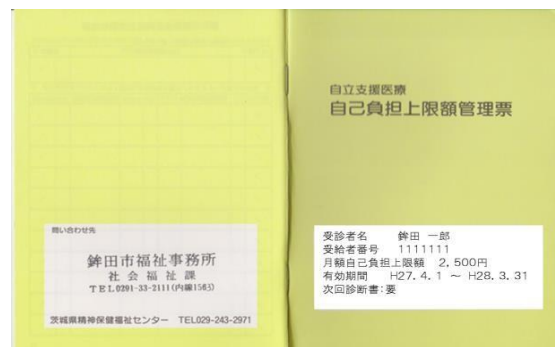
銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

※精神通院医療の受給者の認定は、県の精神保健福祉センターで行っています。

また、精神障害者保健福祉手帳と併せての申請も可能です。

精神通院医療の認定内容についてのお問い合わせ先
茨城県精神保健福祉センター
(水戸市笠原町993-2)

☎029(243)2971



～自立支援医療(精神通院)申請必要書類一覧～

申請内容	必要書類	
新規	支給認定申請書、自立支援医療(精神通院医療)診断書、保険証のコピー(同じ医療保険に加入している世帯員全員分、国保は本人以外不要)、個人番号がわかるもの(同じ医療保険に加入している世帯員全員分) ※課税情報がない方は、個人番号で1月1日現在課税地へ所得照会します。	
再認定	支給認定申請書、自立支援医療(精神通院医療)診断書、保険証のコピー(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)、個人番号がわかるもの(同じ医療保険に加入している世帯員全員分) ※自立支援医療受給者証の認定診断書欄の1年目に○がある方は、診断書不要。2年目に○がある方は診断書が必要。(手帳と同時申請の場合は手帳の診断書のみで認定可能。)	
変更	受診者に関する事項の変更(氏名・住所※県内の場合)	記載事項変更届、お手持ちの自立支援医療受給者証、個人番号がわかるもの
	都道府県間の住所変更	支給認定申請書、保険証のコピー(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)、個人番号がわかるもの(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)、自立支援医療(精神通院医療)診断書または前居住地で申請した際の診断書の写しまたは前居住地に支給認定内容を確認する為の照会同意書、前居住地で受けていた自立支援医療受給者証 ※課税情報がない方は、個人番号で1月1日現在課税地へ所得照会します。
	医療機関の追加または変更	支給認定申請書、お手持ちの自立支援医療受給者証、個人番号がわかるもの(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)
	保険証の変更	記載事項変更届、保険証のコピー(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)、個人番号がわかるもの(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)、お手持ちの自立支援医療受給者証 ※所得区分の変更を伴う場合は支給認定申請書が必要
再交付申請 (受給者証を紛失または汚損した場合)	再交付申請書、個人番号がわかるもの	

～自立支援医療(更生医療・育成医療)申請必要書類一覧～

申請内容	必要書類	
新規	支給認定申請書、自立支援医療(更生医療・育成医療)給付意見書、保険証のコピー(同じ医療保険に加入している世帯員全員分、国保は本人以外不要)、個人番号がわかるもの(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)、公簿確認同意書 ※課税情報がない方は、個人番号で1月1日現在課税地へ所得照会します。	
再認定	支給認定申請書、自立支援医療(更生医療・育成医療)給付意見書、保険証のコピー(同じ医療保険に加入している世帯員全員分、国保は本人以外不要)、個人番号がわかるもの(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)、公簿確認同意書	
変更	受診者に関する事項の変更 (氏名・住所※県内の場合)	記載事項変更届、お手持ちの自立支援医療受給者証、個人番号がわかるもの
	都道府県間の住所変更	支給認定申請書、保険証のコピー(同じ医療保険に加入している世帯員全員分、国保は本人以外不要)、個人番号がわかるもの(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)、自立支援医療(更生医療・育成医療)給付意見書または前居住地で申請した際の給付意見書の写しまたは前居住地に支給認定内容を確認する為の照会同意書、公簿確認同意書、前居住地で受けていた自立支援医療受給者証 ※課税情報がない方は、個人番号で1月1日現在課税地へ所得照会します。
	医療機関の追加または変更	支給認定申請書、お手持ちの自立支援医療受給者証、保険証のコピー(同じ医療保険に加入している世帯員全員分、国保は本人以外不要)、個人番号がわかるもの(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)、自立支援医療(更生医療・育成医療)給付意見書
	保険証の変更	支給認定申請書、保険証のコピー(同じ医療保険に加入している世帯員全員分、国保は本人以外不要)、個人番号がわかるもの(同じ医療保険に加入している世帯員全員分)、お手持ちの自立支援医療受給者証、記載事項変更届
再交付申請 (受給者証を紛失または汚損した場合)		再交付申請書、個人番号がわかるもの

種別第5号(第7号関係)		記載事項変更	
自立支援医療受給者証(更生医療)		変更印	事項
公費負担者番号	11111111111111111111	変更後内容	変更日
自立支援医療受給者番号	イ90000		
氏名	鈴木 一郎 男 昭和29年8月3日 (90歳)		
フリガナ	スズキ イチロウ		
住所	静岡県静岡市東区1-4-4番地1		
療養施設等の 所在地及び番号	静岡 11111111 保険者名 静岡市		
療養かつ継続	該当		
療養者(受給者 が1人以上の場合 各記入)	フリガナ 姓 名 フリガナ		
療養施設名	病院 静岡市 静岡病院 所在地 静岡市東区1500番地2 電話番号 053-32-3333		
療養費	ほこたえ薬局 所在地 静岡市東区1500番地4 電話番号 053-32-4808		
療養費課 事業所	所在地 電話番号		
自己負担上限額	月額 10,000 円		
有効期限	平成27年4月1日 - 平成28年3月31日		
上記のとおり認定する。			

自立支援医療受給者証

(更生医療・育成医療)※どちらか記載有

更生医療・育成医療の認定内容についてのお問い合わせ先

銚田市福祉事務所社会福祉課

☎ 0291(36)7920

2 医療福祉制度(マル福・重度心身障害者等医療費助成制度)

保険給付に伴う医療費の自己負担分を助成する制度です。病院等で診療を受けた場合に、医療費の自己負担分が助成されます。

【対象者】

- ① 身体障害者手帳1級または2級の方
- ② 身体障害者手帳3級の内部障害
(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫)
- ③ 身体障害者手帳3級かつ、知能指数50以下の方
- ④ 知能指数が35以下の方
- ⑤ 障害年金1級を受給している方
- ⑥ 特別児童扶養手当1級の対象となった方
(所得が一定以上の場合、対象とならない場合があります。)
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方
- ⑧

【対象の医療内容】

病気やけがの治療を受けた場合の、医療保険各法の規定による保険給付の患者負担分を助成します。

【申請窓口】

銚田市役所保険年金課、旭市民センター総合グループ総合窓口、大洋市民センター総合グループ総合窓口

Ⅲ各種手当

1 特別児童扶養手当

【対象者】

20歳未満で精神・身体・知的に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母若しくは父母にかわってその児童を養育している方

【手当の額と障害区分】 ※詳しくは次項参照

- 1級 月額 55,350円
等級の目安：身体障害者手帳1、2級、療育手帳④、A、精神障害者保健福祉手帳1級
- 2級 月額 36,860円
等級の目安：身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級

対象となる障害の程度は前頁のとおりです。障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けていない方でも、特別児童扶養手当の障害等級に該当(※医師の診断書が必要)すれば、手当の対象となります。

受給者やその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるとき、手当は支給されません。

【申請窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ大洋市民センター総合窓口グループ

■障害の程度と等級

○特別児童扶養手当1級

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
- 2 一視の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 3 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
- 4 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 5 両上肢のすべての指を欠くもの
- 6 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 8 両下肢の足関節以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 12 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【手帳による等級の目安】

身体障害者手帳がおおむね1、2級(内部的疾患は例外があります)療育手帳④、A
精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級

○特別児童扶養手当2級

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
- 2 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- 3 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 4 平衡感覚に著しい障害を有するもの
- 5 そしゃくの機能を欠くもの
- 6 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの
- 8 両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 10 一上肢のすべての指を欠くもの
- 11 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 12 両下肢のすべての指を欠くもの

- 13 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 14 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 15 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 16 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 17 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 18 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【手帳等による等級の目安】

身体障害者手帳がおおむね3級(内部的疾患は例外があります)
療育手帳がおおむねB、精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

2 特別障害者手当・障害児福祉手当

【対象者】

○特別障害者手当

身体・知的・精神に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅の20歳以上の方(認定基準は次項)

○障害児福祉手当

身体・知的・精神に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする、在宅の20歳未満の方(認定基準は下記参照)

【手当額】

○特別障害者手当 月額 28,840円

○障害児福祉手当 月額 15,690円

【申請窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

◎障害児福祉手当認定基準

1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以下のもの
2. 視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの、または視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損したものの
3. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
4. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
5. 両上肢の全ての指を欠くもの
6. 両下肢の用を全く廃したもの
7. 両大腿を2分の1以上失ったもの
8. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有すること 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
10. 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

◎特別障害者手当認定基準

認定基準(ダブル)

以下に掲げる各号の要件のうち、いずれか2つ以上を満たしていることが必要です。

1. 視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
4. 両上肢の機能に著しい障害を有するものまたは両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
5. 両下肢の機能に著しい障害を有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの
6. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
7. 1～5に掲げるものの他、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が1～5と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
8. 精神の障害であって、1～6と同程度以上と認められる程度のもの

認定基準(トリプル)

認定基準(ダブル)の要件1～7のうちいずれか1つを満たし、かつ、以下に掲げる各号の要件のうちいずれか2つ以上を満たしていることが必要です。

1. 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
3. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
4. 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
5. そしゃく機能を失ったもの
6. 音声または言語機能を失ったもの
7. 両上肢のおや指及び人さし指の機能を全廃したもの、または両上肢のおや指及び人さし指を欠くもの
8. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの、または一上肢の全ての指を欠くもの、若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
9. 一下肢の機能を全廃したもの、または一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
10. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
11. 1～9以外で身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が1～9と同程度以上と認められ、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする同程度のもの、精神の障害であって、1～10と同程度以上と認められる程度のもの

認定基準(シングル)

以下に掲げる1～3のうちいずれかに該当すれば、1つの障害での支給も可能です。

1. 認定基準(ダブル)の要件3～5(肢体不自由)のいずれか1つの障害を有し、かつ、日常生活動作評価表に日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの
2. 障害児福祉手当の認定基準のうち、内部障害またはその他の疾患に該当する障害を有するものであって「安静度表」の1度(絶対安静)に該当する状態を有するもの
3. 障害児福祉手当の認定基準のうち、精神障害に該当する障害を有するものであって、日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの

安静度1～5度生活基準表

動作及び行動の種類	1度	2度
食事	寝たまま食べさせてもらう	横になる、または、物にもたれかかって食べる
排便	便器を使用	便器を使用
面会談	行ってはいけない	安静時間以外に連続15分以内
歩行	行ってはいけない	行ってはいけない
入浴	入浴は行ってはいけない	入浴は行ってはいけない
	清拭は医師の指示による	清拭は他人に行ってもらう
洗髪	行ってはいけない	他人に行ってもらう
外来受診	行ってはいけないが、症状について常に医師と連絡を保つ	
自由時間	ない	

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
食事	ひとりできる	介助があればできる	できない
排便(月経)の始末	ひとりできる	介助があればできる	できない
衣服の着脱	ひとりできる	介助があればできる	できない
簡単な買い物	ひとりできる	介助があればできる	できない
家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
刃物や火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
戸外での危険から身を守る (交通事故など)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

日常生活動作評価表

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
タオルを絞る	ひとりできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
動作及び行動の種類	0点	1点	2点
とじひもを結ぶ	ひとりできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
かぶりシャツを着脱する	ひとりできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
ワイシャツのボタンをとめる	ひとりできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
座る(正座・横座り・あぐら・脚 なげだし姿勢の持続)	ひとりできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
立ち上がる	ひとりできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
片足で立つ	ひとりできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない
階段の昇降	ひとりできる	ひとりで行うがうまくできない	ひとりでは全くできない

3 在宅障害児福祉手当

【対象者】

○在宅で生活する、20歳未満の重度の障害を持つ方の保護者。但し、対象児童が障害児福祉手当を受給している場合は、対象外です。特別児童扶養手当との併給は可能です。

【手当額】

○月額 3,000円

【申請窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ大洋市民センター総合窓口グループ

＜認定基準＞特別児童扶養手当受給児童または下記のいずれかに該当すること。

- (1) 身体障害者手帳の1級、2級若しくは3級に該当する身体の機能の障害を有するものまたは4級の下肢障害のうち、①両下肢のすべての指を欠くもの、②一下肢を足関節以上で欠くもの、③一下肢の機能に著しい障害のいずれかを有するもの
- (2) 療育手帳の判定がB以上のもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、身体の機能の障害若しくは長期にわたる安静を必要とする病状または知的障害以外の精神の障害を有するものであって、その程度がそれぞれ前2号と同程度以上と認められるもの
- (4) 身体障害者手帳4級に該当する身体の機能の障害(第1号の規定に基づき規則で定める下肢障害を除く)またはこれらと同程度の内科的疾患を有するものであって、かつ、療育手帳の判定がCまたはこれらと同程度の精神障害が重複しているもの

4 難病患者福祉手当

【対象者】

○銚田市にお住まいで、茨城県から交付されている「指定難病医療費受給者証」、「一般特定疾患医療受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」「先天性血液凝固因子障害等医療受給者証」のいずれかをお持ちの方。※生活保護受給者は対象にはなりません。

【手当額】

○年額 24,000円（支給月は9月、3月の2期に分割して支給されます）

【申請窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ大洋市民センター総合窓口グループ

※住所、氏名の変更及び対象疾病から非該当となった際は上記の申請窓口へ変更、喪失届を提出してください。

受給者証の申請、対象傷病については下記申請窓口にご確認ください。

潮来保健所銚田支所 銚田市銚田1367番地3 ☎0291(33)2158



IV 地域での生活の支援について

1 日常生活用具の給付・貸与

障害者の日常生活上の困難を改善、自立を支援し、かつ社会参加を促進するような用具等を給付・貸与します。

【対象者】

○重度障害者等で日常生活用具を必要とする方

※必ずしも身体障害者手帳や療育手帳を持っている方とは限りません。

【申請窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

【負担額】

○基準額または見積額(どちらか安い方)の1割分(1円単位切捨て)。ただし、所得区分に応じ下記の上限額が設定されているので、上限額を超えた分は市で負担します。

※申請がなく自費購入された用具について償還払いができませんのでご注意ください。

◎給付一覧

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)	備考
介護訓練支援用具					
特殊寝台	下肢または体幹機能障害2級以上若しくは難病患者等 ※自力で寝返りまたは起き上がることができない者(18歳以上)	腕・脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものとする。	8年	154,000	
特殊マット	下肢または体幹機能障害1級(児童は2級以上)、療育手帳Aまたは㊤または同程度と認められる者、難病患者等 ※常時介護を要する者に限る(3歳以上)	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するものとする。	5年	19,600	
特殊尿器	下肢または体幹機能障害1級若しくは難病患者等 ※常時介護を要する者に限る(学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るものとする。	5年	67,000	
入浴担架	下肢または体幹機能障害2級以上 ※入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る(3歳以上)	障害者を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるものとする。	5年	82,400	
体位変換器	下肢または体幹機能障害2級以上若しくは難病患者等 ※下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る(学齢児以上)	介護者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るものとする。	5年	15,000	
移動用リフト	下肢または体幹機能障害2級以上若しくは難病患者等(3歳以上)	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの(ただし天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	4年	159,000	
訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上 ※児童のみ(3歳以上)	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年	33,100	
訓練用ベット	下肢または体幹機能障害2級以上若しくは難病患者等(学齢児以上)	腕または脚の訓練ができる器具を備えたものとする。	8年	159,200	

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)	備考
自立生活支援用具					
入浴補助用具	下肢または体幹機能障害者 若しくは難病患者等 ※入浴に介助を必要とする者(3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者または介護者が容易に使用し得るものとする。(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	90,000	
便器	下肢または体幹機能障害2級以上若しくは難病患者等(学齢児以上)	障害者が容易に使用し得るものとする。(手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	4,450	手すり付 5,400円増しとする
歩行補助つえ (一本杖のみ)	平衡機能または下肢または体幹機能障害者	主体—木材(十分な強度を有するもの) 外装—ニス塗装	3年	2,200	夜光材料 410円増し 全面夜光材料1,200円増し
		主体—軽金属 外装—塗装なし		3,000	外装白色黄色使用の場合 260円増し
移動・移乗支援用具	平衡機能または下肢または体幹機能障害者若しくは難病患者等 ※家庭内の移動等において介助を必要とする者(3歳以上)	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。(ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	60,000	
頭部保護帽	てんかんの発作等により頻繁に転倒する怖れのある知的障害者または精神障害者若しくは平衡機能または下肢または体幹機能障害者、難病患者等	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの。	3年	12,160	
特殊便器	上肢障害2級以上若しくは療育手帳Aまたは㊤または同程度と認められる者、難病患者等(学齢児以上)	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。(ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	151,200	
火災報知器	障害等級2級以上若しくは知的障害者または精神障害者が必要と認められる者 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を発し屋外にも警報ブザーで知らせるもの。	8年	15,500	
自動消火器	障害等級2級以上若しくは知的障害者または精神障害者が必要と認められる者 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消化し得るもの。	8年	28,700	
電磁調理器	視覚障害2級以上若しくは療育手帳Aまたは㊤または同程度と認められる者 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯(18歳以上)	視覚障害者が容易に使用し得るものとする。	6年	41,000	

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)	備考
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害 2 級以上 (学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るものとする。	10 年	7,000	
聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害 2 級 ※聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯 (18 歳以上)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるものとする。	10 年	87,400	
在宅療養等支援用具					
透析液加温器	じん臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者 (3 歳以上)	透析液を加温し、一定温度に保つものとする。	5 年	51,500	
ネブライザー	呼吸器機能障害 3 級以上または同程度の身体障害者であって必要と認められる者 (学齢児以上)	障害者が容易に使用し得るものとする。	5 年	36,000	呼吸器機能以外の障害の場合、意見書要
電気式たん吸引器			5 年	56,400	
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者 (18 歳以上)	障害者が容易に使用し得るものとする。	10 年	17,000	
盲人用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (学齢児以上)	視覚障害者が容易に使用し得るものとする。	5 年	9,000	
盲人用体重計	視覚障害 2 級以上 ※盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (18 歳以上)	視覚障害者が容易に使用し得るものとする。	5 年	18,000	
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメータ)	人工呼吸器の装着が必要な心臓機能または呼吸器機能障害者または同程度の身体障害者であって必要と認められる者 (学齢児以上)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用し得るものとする。	5 年	157,500	心臓機能または呼吸器機能以外の障害の場合、意見書要
情報意思疎通支援用具					
携帯用会話補助装置	音声機能または言語機能または肢体不自由障害者であって、発声・発語に著しい障害を有する者 (学齢児以上)	携帯式で、ことばを音声または文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るものとする。	5 年	98,800	
情報・通信支援用具	上肢障害 2 級以上または視覚障害 2 級以上で、周辺機器等を使用しなければ、情報機器の操作が困難な者 (学齢児以上)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフトで障害者等が容易に使用し得るものとする。	5 年	100,000	申請時にカタログの写し等を添付すること

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)	備考
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の 重度重複障害者 ※原則として視覚障害 2 級 以上かつ聴覚障害 2 級以 上であって必要と認められ る者(18 歳以上)	文字等のコンピューターの画面情 報を点字等により示すことので きるものとする。	6 年	383,500	
点字器 (標準型)	視覚障害者	A 32 マス 18 行 両面書真 板製 B 32 マス 18 行両面書プラスチ ック製	7 年	A 10,400 B 6,600	付属品点筆
点字器 (携帯型)		A 32 マス 4 行 片面書アルミニウム製 B 32 マス 12 行片面書プラスチ ック製	5 年	A 7,200 B 1,650	付属品点筆
点字タイプライター	視覚障害 2 級以上 ※本人が就労もしくは就学し ているかまたは就労が見込 まれる者に限る	視覚障害者が容易に使用し得る ものとする。	5 年	63,100	
視覚障害者 用ポータブル レコーダー	視覚障害 2 級以上 (学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚 または認識でき、かつDAISY方 式による録音並びに当該方式に より記録された図書の再生が可 能な製品であって、視覚障害者 が容易に使用し得るものとする。	6 年	録音再生 機 85,000 再生専用 機 35,000	
視覚障害者用 活字文書読み 上げ装置	視覚障害 2 級以上 (学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載さ れた当該文字情報を暗号化した 情報を読み取り、音声信号に変 換して出力する機能を有するも ので、視覚障害者が容易に使用 しえるものとする。	6 年	99,800	
視覚障害者用 拡大読書器	視覚障害者であって、本装 置により文字等を読むことが 可能になる者 (学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの (印刷物等)の上に置くことで、簡 単に拡大された画像(文字等)を モニターに映し出せるものとし る。	8 年	198,000	
盲人用時計	視覚障害 2 級以上 ※なお、音声時計は、手指の 触覚に障害がある等のため 触読式時計の使用が困難な 者を原則とする (18 歳以上)	視覚障害者が容易に使用し得る ものとする。	10 年	触読 10,300 音声 13,300	
聴覚障害者用 通信装置	聴覚障害者または発声・発 音に著しい障害を有する者 であって、コミュニケーション や緊急連絡等の手段として 必要と認められる者 (学齢児以上)	一般の電話に接続することがで き、音声の代わりに、文字等よ り通信が可能な機器であり、障 害者が容易に使用できるもの とする。	5 年	71,000	

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額 (円)	備考
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るものとする。	6年	88,900	
人工喉頭	喉頭を摘出した障害者	呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。 付属品 気管カニューレ	笛式 4年	5,000	気管カニューレ 3,100円増しとする
		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。 付属品 電池・充電器	電動式 5年	70,100	電池、充電器は価格に含む
点字図書	視覚障害者	点字図書給付対象出版施設発行の図書	年間6タイトル24巻まで 基準額は点字翻訳する前の一般図書購入価格相当額給付には施設に証明いただく点字図書発行証明書が必要		
排泄管理支援用具					
ストマ用装具 (蓄便袋)	ストマ造設者	低刺激性の粘着材を使用した密封型または下部開放型の収納袋であり、障害者が容易に使用し得るものとする。 付属品 皮膚保護剤、袋を身体に密着させるもの等	—	8,900	
ストマ用装具 (蓄尿袋)		低刺激性の粘着材を使用した密封型の収尿袋で尿処理用のキャップ付とし、障害者が容易に使用し得るものとする。 付属品 皮膚保護剤・袋を身体に密着させるもの等		11,700	
紙おむつ	ストマの変形若しくはストマ周辺の著しいびらんのためにストマ用具を装着できない者、先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便、排尿機能障害、脳性まひ等脳原性運動機能障害により排尿もしくは排便の意思表示が困難なもので医師が必要と認めた者	フラット型・テープ型・パンツ型・パット型等とし、障害者が容易に使用し得るものとする。	—	12,000	<u>意見書要</u>
収尿器 (男子用)	排尿機能障害を有する者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるものとする。 A 普通型 B 簡易型	1年	A 7,700 B 5,700	

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)	備考
収尿器 (女子用)	排尿機能障害を有する者	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	1年	A 8,500 B 5,900	
住宅改修					
居宅生活動作補助用具	住宅改修費給付事業実施要綱による (学齢児以上)	住宅改修費給付事業実施要綱による。	—	—	
上表中、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者は、当該運動機能障害の障害程度等級の障害に相当する上肢機能障害、下肢機能障害または体幹機能障害の障害程度等級の障害を有する者として取り扱うものとする。					

◎自己負担上限月額

所得区分	世帯区分	月額負担上限額
生活保護	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条に規定させている被保護者である者	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯であって支給決定に係る障害者または障害児の保護者の収入が80万以下の者	15,000円
低所得2	市町村民税非課税である世帯に属する者	24,600円
一般世帯	市町村民税課税世帯	37,200円
一定所得以上	課税所得割が50万円以上の者がいる世帯	対象外

◎住宅改修費給付事業 ※原則、1割の利用者負担があります。

障害者等が現に居住する住宅(借家の場合は家主の許可が必要)において、生活する上で下記の住宅改修が必要な場合に給付する。

- 1 手すりの取付
- 2 段差の解消
- 3 滑り防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替
- 5 洋式便器への便器の取替
- 6 その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

【対象者】

○銚田市に住所を有し、身体障害者手帳をお持ちで、下記の障害に該当する方。なお、介護保険法において住宅改修費の支給を受けた方は対象から除く。

- ・下肢または体幹の障害を有する障害程度等級3級以上の身体障害者
- ・乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害程度等級3級以上の身体障害者
- ・学齢児以上で、障害程度等級3級以上の身体障害児
- ・特殊便器への取替は、上肢障害2級以上の身体障害者

【基準額】

○利用者1割負担で上限合計額が20万円。その範囲内で複数回の支給を可能とする。

【申請窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

◎小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾患児童の福祉の増進に寄与することを目的に日常に必要な用具を給付します

【対象者】

○茨城県が発行している小児慢性特定疾患受給者証を受給している市内居住及び在宅児童で日常生活用具(P15)、補装具(P24)の支給を受けることができない方。

【申請窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

【負担額】

○世帯の所得に応じて月額負担上限額を設けてあります。所得が一定額以上の場合は、対象とならない場合があります。

◎給付一覧

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)	備考
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕・脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するものとする。	8年	154,000	
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止または失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するものとする。	5年	19,600	
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児童または介護者が容易に使用し得るもの。	5年	67,000	
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。(ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。)	8年	151,200	
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾患児童が容易に使用し得るものとする。(手すりをつけることができる。)	8年	4,450	手すり付 5,400円増しとする
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介護者が小児慢性特定疾患児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るものとする。	5年	15,000	
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児童または介助者が容易に使用し得るもの。	8年	90,000	

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額(円)	備考
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	6年	70,400	
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	12,160	
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	60,000	
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児童または介助者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400	意見書要
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児童または介助者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000	意見書要
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るものとする。	5年	157,500	意見書要
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾患の症状に合わせて体温調節のできるもの。	1年	20,000	
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防護機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの	年1回	37,800	

◎茨城県人工肛門ストマ用装具支給事業

この事業は、県が人工肛門造設者等に対し、ストマ用装具(以下「装具」という。)を支給することにより、経済的負担を軽減し、社会生活の促進と福祉の向上を図ることを目的としています。

【対象者】

○人工肛門造設者またはこれに準じる身体状態により装具の使用を必要とする者で、かつ、ぼうこうまたは直腸機能障害による身体障害者手帳の交付を受けられない者。(手帳の交付になるまでの期間や閉鎖の予定がある方が対象となります。)※手帳の交付後は日常生活用具事業より支給します。

【補助対象品目】

○蓄便袋及び蓄尿袋(皮膚保護剤を含む。)

【支給限度月額】

○蓄便袋 8,858円／蓄尿袋 11,639円

【負担額】

○世帯の住民税課税状況により異なります。茨城県より決定通知が届きますので、その通知に記載がある個人負担額を事業者へお支払いください。

【申請窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

【備考】

○身体障害者手帳交付を理由とする場合、申請月数は申請月から概ね2か月です。5か月目に医師の意見書が必要とし、その後、継続支給を希望される場合は1年ごとに意見書が必要になります。

2 補装具の購入・修理費の給付

身体上の障害を補うため、必要に応じて補装具の購入・修理費の給付を受けることができます。(H30年から購入を基本としますが、体の成長や障害状況等を勘案して借受けが適切な場合に限り、借受けに要する費用についても支給対象となりました。)補装具の定義(次の3つの要件を全て満たすもの)

- ① 身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの。
- ② 身体に装着(装用)して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの。
- ③ 給付に際して専門的な知見(医師の判定書または意見書)を要するもの。

【対象者】

○身体障害者手帳の交付を受けている方や障害者総合支援法による難病患者等で、補装具を必要とする方。**※補装具の支給をご希望の方は、社会福祉課へご相談ください。介護保険制度により福祉用具の貸与を受ける方は対象外です。**

【対象の補装具】

- 視覚障害・・・盲人安全つえ、義眼、眼鏡など
- 聴覚障害・・・補聴器、人工内耳用音声信号処理装置(修理)
- 肢体不自由・・・義手、義足、装具、車椅子、歩行器など
- 重度両上肢及び音声言語機能障害・・・重度障害者用意志伝達装置

原則は、医師の意見書が必要になります。18歳以上の方で義肢や電動車いすの支給を希望される方は、茨城県福祉相談センターで医師による直接判定を受けます。医師の意見書が不要な補装具は、盲人安全杖、歩行補助杖・車椅子(レディメイド手押し型のみ)になります。

【負担額】

○公費負担額は、対象補装具の基準額や茨城県福祉相談センターによる判定額または見積額(どれか一番安い方)になります。見積額が判定額を超えていた場合、超えた部分が自己負担額になります。但し、所得区分に応じ下記の上限額が設定されているので、上限額を超えた分は公費で負担します。

※市民税が課税されている方(対象者の配偶者、18歳未満は保護者も対象)は1割の利用者負担があります。

◎自己負担上限月額(補装具)

所得区分	区 分	月額負担上限額
生活保護	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条に規定させている被保護者である者	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯であって支給決定に係る障害者または障害児の保護者の収入が80万以下の者	0円
低所得2	市町村民税非課税である世帯に属する者	0円
一般世帯	市町村民税課税(本人、対象者の配偶者、18歳未満は保護者)	37,200円
一定所得以上	課税所得割が46万円以上の者(本人、対象者の配偶者、18歳未満は保護者)	対象外

【申請窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

◎銚田市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入に必要な費用の一部を助成する制度です。

【対象者】

○以下の要件をすべて満たす方

- (1) 銚田市内に住所を有する18歳未満の方
- (2) 両耳の聴カレベルが30デシベル以上70デシベル未満の方
- (3) 専門医が補聴器を装用することで言語の習得等において一定の効果が期待できると判断した方
- (4) 市民税所得割が46万円以上の課税者がいない世帯に属する方

【補助額】

○購入額もしくは基準額のうち少ない方に3分の2を乗じた額(1,000円未満は切捨て)

【申請窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

3 障害福祉サービス事業

障害者および障害児がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付や支援を行います。

居宅介護(ホームヘルプサービス)などを提供する「介護給付」、機能訓練や生活訓練及び就労移行支援などを提供する「訓練等給付」、地域移行支援や地域定着支援を提供する「地域相談支援給付」があり、それぞれの利用するサービスに応じて事前に市に対して申請を行うこととなります。

市は申請に基づき、サービスを利用する対象者への聞き取り調査(介護給付の場合は主治医への医師意見書の作成依頼、障害支援区分の審査・判定、障害支援区分の認定決定も必要となります)を行い、サービスの支給決定及びサービス利用に必要な受給者証を交付します。

受給者証の交付により、障害者自身が希望するサービスを提供する事業者や施設を選び、契約によりサービスを利用することができます。

【対象サービス】

注：身体障害・・・身、知的障害・・・知、精神障害・・・精、難病患者等・・・難

～介護給付～

サービス項目	障害種別	概要及び利用条件	
居宅介護 (ホームヘルプサービス)	身・知 精・難	障害のため日常生活に著しく支障のある障害児(者)に対し、ホームヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事の介護や通院介助など日常生活の支援を行います。	
		利用条件	障害支援区分1以上
重度訪問介護	身・知 精・難	重度の肢体不自由者及び知的障害または精神障害により行動障害を有する者で、常時介護を必要とする障害児(者)に対して、入浴・排泄・食事の介護、外出時の移動中の介護など日常生活の支援を行います。	
		利用条件	障害支援区分4以上であり、次のいずれかに該当すること (1) 二肢以上に麻痺があり、かつ障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること (2) 行動関連項目等の合計点数が10点以上
同行援護	身・難	視覚障害で移動に著しい困難を有する方に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や排泄・食事等の介護を行います。	
		利用条件	視覚障害を有すること
行動援護	知・精	障害によって行動上著しく困難があつて、常時介護を必要とする障害児(者)に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護などを行います。	
		利用条件	障害支援区分3以上かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上
療養介護	身・難	医療を必要とする障害者で、常時介護を必要とする障害者に対して、主に昼間に病院や施設などで機能訓練、療養上の管理、監護、医学的管理の下の介護、日常生活上の世話などを行います。	
		利用条件	ALSは障害支援区分6、筋ジストロフィー等は障害支援区分5以上
生活介護	身・知精・難	常時介護を必要とする障害者で、主に昼間に障害者支援施設などで入浴・排泄・食事の介護などの日常生活の支援や、創作的活動または生産活動の機会などを提供しています。	
		利用条件	次のいずれかに該当すること (1)障害支援区分3以上 (施設入所者は障害支援区分4以上) (2)50歳以上で障害支援区分2以上 (施設入所者は障害支援区分3以上)
短期入所 (ショートステイ)	身・知精・難	障害児(者)を介護している家庭において、保護者が疾病等の理由により一時的に介護が困難になった時や休養する時、また、本人が生活訓練を受ける場合に施設などで障害児(者)をお預かりし、入浴・排泄・食事の介護などを提供します。	
		利用条件	障害支援区分1以上

サービス項目	障害種別	概要及び利用条件	
重度障害者等包括支援	身・知・難	常時介護を必要とする障害児(者)に対して、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護などを包括的に行います。	
		利用条件	障害支援区分6
施設入所支援	身・知・精・難	施設に入所する方に夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。	
		利用条件	障害支援区分4以上、50歳以上は区分3以上

～訓練等給付～

サービス項目	障害種別	概要及び利用条件	
自立訓練 (機能訓練)	身・知・精・難	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーションによって身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	
自立訓練 (生活訓練)	身・知・精・難	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、入浴や排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。	
宿泊型自立訓練	知・精	自立訓練(生活訓練)対象者のうち、日中に一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練の支援を行う。	
就労移行支援	身・知・精・難	65歳未満の者で、企業等への就労を希望する者、または技術を取得し就労を希望する者の支援を行う。	
就労定着支援	身・知・精・難	生活介護、自立訓練、就労移行または就労継続支援を利用して一般就労した者に対して職場への定着のため、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問を毎月1回以上行い、利用者や企業の支援を行う。	
就労継続支援A型	身・知・精・難	企業等に就労することが困難な者で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の者の支援を行う。	
就労継続支援B型	身・知・精・難	一般企業等への雇用に結びつかなかった者で、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者の支援を行う。	
共同生活援助 (グループホーム)	身・知・精・難	障害者につき、主として夜間において、共同で日常生活を営む住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他日常生活上の援助を行う。	
日中サービス 支援型	身・知・精・難	障害の重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者につき、主として日中・夜間を通じて、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄または食事の介護など日常の介護、その他の日常生活上の援助を行う。	

～地域相談支援給付～

サービス項目	障害種別	概要及び利用条件	
地域移行支援	身・知・精・難	障害者支援施設等に入所している障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。	
地域定着支援	身・知・精・難	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行う。	
自立生活援助	身・知・精・難	就労移行支援事業所から新たに就職して就労支援事業所の職場定着支援を6か月経過後に利用するサービス。定期的に利用者の居宅を月2回以上の訪問。また、電話やメール等による随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う。	

注：介護保険該当者は、原則として介護保険制度が優先されます。

～障害児通所支援～

児童福祉法に基づく支援で、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行うものです。

児童通所支援の種類	対象児童	サービス内容
児童発達支援	心理士等の専門職員が療育を行う必要があると認める未就学児。	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害のある未就学児。	児童発達支援及び療育を行う。
訪問型児童発達支援	重症化する感染症リスクのある重疾病児などの医療的ケア児であるため外出することが著しく困難な未就学の障害児。	対象者の居宅へ訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行う。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害児。	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う、専門的な支援が必要と認められた障害児。	当該施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行う。

注：児童の施設入所サービスは、銚田児童相談所にご相談ください。

【申込窓口】

銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

【手続きに必要なもの】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証(精神通院医療)難病患者の方においては、指定難病医療費受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券等の難病等の疾患及び状態がわかるもの
- ・印鑑
- ・健康保険証(療養介護を希望される方のみ)
- ・マイナンバーカード

※転入の場合は、個人番号で1月1日現在課税地へ所得照会します。

【利用者負担】

○世帯の収入に応じて、ひと月に支払う利用者負担額の上限が設定され、サービス利用後に施設や事業所に負担額を支払います。ただし、ひと月のサービス費用の1割が利用者負担の上限よりも低い場合は、サービス費用の1割を支払います。

(所得を判断するときの世帯の範囲)

18歳以上の障害者(施設に入所する18、19歳を除く)・・・障害者本人と配偶者
 障害児(施設に入所する18、19歳を含む)・・・保護者の属する住民基本台帳での世帯

(負担上限額一覧)

■障害者(18歳以上)

区分	世帯の収入状況	負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯の人	0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は除く	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」になります。

■障害児

区分	世帯の収入状況		負担上限額(月額)
生活保護	生活保護受給世帯の人		0円
低所得	市町村民税非課税世帯の人		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※2019年10月より3歳から5歳(満3歳になって初めての4月1日から3年間)までの障害のある子どもが利用する下記のサービス利用者負担が無償化となった。対象サービスは、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型/医療型障害児入所支援

★申請からサービス利用までの流れ

29ページの相談支援事業所及び市にサービス利用の相談してください。



サービス等利用計画の作成を相談支援事業者へ依頼し、契約を結びます。



相談支援専門員が自宅などを訪問し、サービス等利用計画案の作成をします。



市にサービスの申請後・調査を行います。介護給付を希望する場合は、障害支援区分の認定を行います。(手続きに概ね1カ月半月から2カ月程かかります)また、心身の状態を把握している主治医(病院名・医師名)をお聞きし、市から医師意見書の作成を依頼します。



聞き取り調査の結果と医師意見書の内容を基に、審査会で障害支援区分を審査・判定します。(※介護給付のみ)



審査会の結果に基づいて、障害支援区分を認定し、対象者に通知します。



サービスの利用意向をお聞きし、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。受給者証を事業者・施設に提示し、利用契約を結んでください。



利用開始

※定期的に相談支援専門員が訪れて利用状況を確認します。利用しているサービスの変更・追加を希望する場合は下記の相談支援事業所にご相談ください。

< 銚田市内の相談支援事業所一覧 >

事業所名	所在地	電話番号	主に対象とする相談支援
銚田市社会福祉協議会	当間 228	0291-32-5831	身・知・精・児・難
メイプル	徳宿 1809-11	0291-36-5684	精

身=身体 知=知的 精=精神 児=児童 難=難病

4 地域生活支援事業

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種事業が実施されています。

①意思疎通支援事業

聴覚障害者や視覚障害者などのコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者、点訳奉仕員等の派遣などを行います。

②地域活動支援センター

障害のある方が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流を促進する事業などを行います。

③移動支援事業

社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加における外出の際の介助等を行います。

④日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、障害者を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供します。

⑤訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、移動入浴車で自宅に訪問し、入浴の機会を提供します。

⑥相談支援事業

障害者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

⑦成年後見制度利用支援事業

障害者の権利擁護を図るため、申し立てに要する経費及び後見人の報酬等、成年後見制度の利用に係る費用の助成を行います。

⑧理解促進研修・啓発事業

地域の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

⑨日常生活用具給付等事業

自立生活を支援するための用具等の給付または貸与を行います。(15ページ参照)

⑩手話奉仕員養成研修事業

日常生活程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を開催しております。手話奉仕員に興味がある方は下記問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】鹿行手話奉仕員養成委員会 事務局 高橋 恵美 ☎050-5276-9585

⑪重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料金助成事業

市内に居住する重度心身障害者(児)が医療機関等への通院等に要するタクシー利用料の一部(上限 900 円)を年48回分まで補助します。

【対象者】

- ・身体障害者手帳に記載のある障害の等級が1級または2級の障害を有する者
- ・療育手帳の判定が㉔またはAの判定を受けている者
- ・精神障害者保健福祉手帳に記載のある障害の等級が1級の障害を有する者

※申請者本人、児童は保護者が自動車税の減免を受けていたら対象にはなりません。

⑫自動車改造費用助成事業

市内に居住する身体障害者が就労や通院に伴い、通勤、通院で使用する自動車の改造を要する場合、一部経費を補助します。

【対象者】

- ・上肢、下肢または体幹機能障害者で、その障害の等級が1級または2級の者
- ・障害者自らが、就労、通院に伴い所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改善する必要がある者
- ・当該年度から起算して過去5年間のうちに、当該補助を受けていない者
- ・改造補助を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者

【助成限度額】 100,000円

⑬身体障害者自動車運転免許取得費補助事業

身体障害者が就労等に伴い、自動車運転免許を取得する場合、一部経費を補助します。

【対象者】

- ・4級以上の身体障害者手帳の交付を受けている者(全障害対象)
- ・道路交通法の規定による運転適性試験に合格し、当該年度内に自動車運転免許を取得することができる者

【補助限度額】 100,000円(補助基準額150,000円の2/3以内)

⑭重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業

重度障害者(児)の福祉を増進するため、住宅・設備をその障害者(児)に適するように改修する際に要する経費の助成を行います。**対象となる障害者1人につき1回を限度とする。**

【対象者】

- ・身体障害者手帳の所有者で、その個別の障害の程度が1級または2級の下肢または体幹機能障害者(児)
- ・療育手帳の総合判定㉔の知的障害者(児)
- ・住宅・設備の改善を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種控除後の金額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
- ・住宅は、対象者が居住する住宅とする。ただし、借家については、その所有者の承認を得なければならない。

【助成限度額】262,500円（助成基準額350,000円の3/4以内）

V その他 ※対象者・内容が変わることもありますので、詳細についてはお問合せ先に確認ください

1 障害年金(障害基礎年金・障害厚生年金)

【対象者】

○障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日(障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日)のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表(1級・2級※障害者手帳の等級とは異なります)による障害の状態にある方。初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること、または初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと(保険料納付要件)が必要です。

○障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乘せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が支給されます。

【お問い合わせ先】

受給の手続き・支給要件・年金額等については、お近くの年金事務所または銚田市役所保険年金課までお問い合わせください。

水戸南年金事務所(水戸市柳町2-5-17) ☎029(227)3278

2 特別障害給付金制度

【対象者】

(1)平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2)昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日(障害の原因となる傷病について初めて医師または歯科医師の診察を受けた日)があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

※ なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金等を受給することができる方は対象になりません。

【お問い合わせ先】

受給の手続き・支給要件・年金額等については、お近くの年金事務所または銚田市役所保険年金課までお問い合わせください。

水戸南年金事務所(水戸市柳町2-5-17) ☎029(227)3278

3 税の減免等

①所得税・住民税の障害者控除、利子等の非課税

納税者自身または控除対象配偶者若しくは扶養親族が、所得税法上の障害者に当てはまる場合は、一定の金額の所得控除を受けることができます。また、預貯金や国債などの利子等についても、非課税制度(障害者等のマル優、障害者等の特別マル優)があります。

②相続税の控除

相続人が85歳未満で障害者は、相続税の額から一定の金額を差し引きます。

③自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免

心身に障害のある方が使用(所有)する自動車、心身に障害のある方と生計を一にする方が障害者のために使用(所有)する自動車、心身に障害のある方のために常時介護する方が使用する自動車は、一定の要件を満たす場合に自動車税、自動車取得税が減免(免除)されます。

【お問い合わせ先】

所得税、相続税、利子等の非課税 ……潮来税務署 ☎0299(66)6931

住民税、軽自動車税 ……銚田市役所税務課 ☎0291(36)7446

自動車税、自動車取得税 ……行方県税事務所 ☎0299(72)0482

4 その他サービス、割引制度、各種相談窓口

①県立施設・国立施設等の入場料等の減免

各障害者手帳または難病受給者証を所持している方は、以下の施設等において入館料や使用料等が減免されます。障害の種類及び等級によって、該当しない場合もありますので、詳しくは各施設でご確認ください。

※県立施設において指定難病特定医療費受給者証受給者も該当となります

近代美術館、つくば美術館、天心記念五浦美術館、陶芸美術館、植物園、歴史館、自然博物館、偕楽園好文亭、弘道館公園、フラワーパーク、竜神大吊橋、アクアワールド大洗水族館、つくばエキスポセンター、国営ひたち海浜公園
市内(手帳のみ有効) ……ほっとパーク銚田、とつぶ・さんて大洋、いこいの村涸沼

②JR鉄道運賃の割引(身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方)

※第1種、第2種の区分は、各手帳に記載されています。

○第1種障害者とその介護者

↳普通乗車券、回数券、急行券を5割引

○第1種障害者が1名(単独)で乗車、または第2種障害者

↳普通乗車券を5割引(片道100kmを超える区間)

○第1種障害者とその介護者または12歳未満の障害者とその介護者

↳定期乗車券(小児定期を除く)を5割引

③バス運賃の割引

○身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

↳各バス会社でJR鉄道運賃と同様の割引が受けられますが、割引内容については、各バス会社で異なります。ご利用の際は、各バス会社にご確認ください。

○精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

↳路線バス運賃の割引については、各バス会社によって異なります。ご利用の際は、各バス会社にご確認ください。

④国内航空路線運賃の割引(身体・療育・精神保健福祉手帳をお持ちの方)

○手帳を交付されている方とその介護者1名に対して割引

※割引率は、事業者や路線によって異なります。また適用外の路線もありますのでご利用の際は各航空会社へ事前にご確認ください。対象者は満12歳以上の障害者です。

【お問い合わせ先】 各航空会社支店、営業所、旅行代理店

⑤有料道路通行料金の割引

- 第1種障害者(身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方)
 - ↳本人が運転する場合、障害者本人が車に同乗される場合
- 第2種障害者(身体障害者手帳をお持ちの方)
 - ↳障害者本人が運転する場合

※ 事前に市町村において車(1台)を登録する必要があります。登録できる車の車種や所有者についても要件があります。

【申請窓口】 銚田市福祉事務所社会福祉課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

⑥タクシー料金の割引(身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方)

※ タクシーを利用する場合、料金が割引になります。料金を支払う際に、手帳を提示してください。割引内容については、各タクシー会社で異なります。ご利用の際は、各タクシー会社にご確認ください。

⑦大洗カーフェリー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を持っている方は旅客運賃が5割引き、乗用車運賃が1割引きとなります。なお、第1種身体障害者手帳、第1種療育手帳または精神保健福祉手帳1級を持っている方については、付添人(1名のみ)も同様の割引となります。乗船手続きの際に手帳の提示が必要となります。

【お問い合わせ先】 商船三井フェリー ☎029(267)4133

⑧NHK放送受信料の減免

- 全額免除・・・障害者手帳を持っている方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
- 半額免除・・・世帯主が次の障害者手帳を持ち、かつ受信契約者の場合(視覚・聴覚障害で身体障害者手帳所持、身体障害者手帳1～2級、療育手帳㉠～A、精神障害者保健福祉手帳1級)

※お住まいの市町村の障害福祉担当課での免除事由の証明を受けただうえで、NHKに申請してください。

【お問い合わせ先】 NHKふれあいセンター ☎0570-077077

⑨携帯電話使用料の減免

障害者手帳を所持している方は、携帯電話料金の割引を受けられることがあります。割引の内容や申込み手続きについては、携帯電話事業者ごとに異なります。詳しくは、各携帯電話会社にお問い合わせください。

⑩NTTの無料番号案内(ふれあい案内)

電話帳利用が困難な障害のある方の番号案内料が無料になります。ご利用には、事前に登録が必要です。

- 視覚障害で身体障害者手帳の交付を受けている方。
- 上肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で1～2級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
- 療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

【お問い合わせ先】 NTT ☎0120-104174

⑪青い鳥郵便葉書の無償配布

障害者の福祉に対する理解と認識を深めるため、希望される方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に郵便葉書(20枚)をいれて、無償で配布しています。

○重度の障害者(身体障害者手帳1～2級、療育手帳④～A)

※お近くの郵便局でご確認の上お申込みください。受付期間:毎年4月～5月

⑫NET119緊急通報システム(事前登録要)

聴覚や発話に障害のある方(※原則として当該障害の手帳所持者が対象)が、携帯電話やスマートフォンを使い、素早く119番に通報することができます。

【お問い合わせ先】 銚田市福祉事務所社会福祉課

☎0291-36-7920/FAX0291-32-5183

<交通関係>

①駐車禁止除外指定車標章の交付

駐車禁止の区域内でも、標章の交付を受けることで他の交通の妨げにならない限り、必要最小限の駐車が認められます。

※対象となる障害の範囲の制限があります。詳しくは下記お問い合わせ先まで

【お問い合わせ先】 銚田警察署 ☎0291-34-0110

②いばらき身障者等用駐車場利用証制度

障害者、高齢者、難病患者及び妊産婦の方などが、ショッピングセンターや公共施設にある身障者等用駐車場を利用しやすくするため、利用証を発行しています。

【対象者】

視覚障害		4級以上
聴覚または平衡機能障害	聴覚障害	3級以上
	平衡機能障害	5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能
移動機能		6級以上
内部障害		4級以上
知的障害者	療育手帳の障害の程度が④またはAの方	
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方	
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分が要介護1以上の方	
難病患者	指定難病医療費受給者証または小児慢性特定疾患受診券を交付された方	
妊産婦	母子手帳を交付された方で妊娠7ヶ月～産後6ヶ月の方	

【お問い合わせ先】

銚田市福祉事務所社会福祉課、銚田市保健センター介護保険課、健康増進課、旭市民センター総合窓口グループ、大洋市民センター総合窓口グループ

③福祉バス

障害者の社会活動の促進を図るため、障害者が車いすのまま乗れる福祉バスを提供し、機能回復訓練・レクリエーション等への参加の便宜を図っています。

・利用人員：障害者の利用者が原則として11人以上 年末年始は運休

【お問い合わせ先】 身体障害者福祉団体連合会 水戸市千波町1918
茨城県総合福祉会館内 ☎029(241)8295

<職業関係>

①公共職業安定所(ハローワーク)専任のワーカーが、障害者を対象とした職業相談や職業紹介を行っています。また、年1~2回程度、障害者を対象とした就職面接会などを行っています。

【お問い合わせ先】 ハローワーク常陸鹿嶋 鹿嶋市宮中1995-1 ☎0299(83)2318

②茨城障害者職業センター 就職を希望する障害のある方に対して、ハローワーク等の関係機関との連携のもとに、ご相談をお受けしています。

【お問い合わせ先】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
茨城支部笠間市鯉淵6528-66 ☎0296(77)7373

③障害者就業・生活支援センター

求職活動や職場定着等で支援を必要とする障害のある方や、障害者雇用に関して課題等を抱えている企業等からの相談に対応しています。

【お問い合わせ先】かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり
鹿嶋市国末1539-1 ☎0299(82)6475

④茨城県障害者ITサポートセンター

パソコンの操作を始めとした、ITに関する利用相談等を実施するとともに、パソコンボランティアを派遣し、障害者のパソコン利用のサポートを行います。

【お問い合わせ先】 社会福祉法人自立奉仕会 茨城福祉工場内 笠間市鯉淵6550
☎0296(70)5733

<生活・その他相談先>

①障害者なんでも相談室

障害のある方、その家族の方及び福祉施設の関係者などから日常生活における相談や権利擁護、財産管理などのご相談に経験豊かな相談員がお答えします。

【お問い合わせ先】 障害者なんでも相談室 ☎029(244)9588

②生活福祉資金の貸付

低所得者、障害者または高齢者の属する世帯に対し、経済的な自立や安定した生活を送れるように資金の貸し付けを行っています。貸し付けには、対象となる世帯について、いくつかの条件があります。

【お問い合わせ先】

鉾田市社会福祉協議会 ☎0291(32)5831 / 茨城県社会福祉協議会 ☎029(241)1133

③身体障害者補助犬の給付

重度の障害者の就労等社会活動への参加を促進するため、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を給付します。

【お問い合わせ先】 茨城県保健福祉部障害福祉課 ☎029(301)3363

④身体の不自由な方々のための結婚相談

身体に障害のある方の、結婚に関する各種相談に応じています。

【お問い合わせ先】 一般社団法人 茨城県身体障害者福祉協議会
水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階 ☎029(243)7010

⑤茨城県難病相談・支援センター

難病に悩む方々からの相談をお受けしています。

【お問い合わせ先】茨城県難病相談支援センター 稲敷郡阿見町阿見4669-2
茨城県立医療大学内 ☎029(840)2838

⑥障害者歯科治療センター

障害(児)者の歯科治療を行っています。

【お問い合わせ先】 口腔センター水戸茨城県歯科医師会館内
水戸市見和2-292-1 ☎029(254)4177
口腔センター土浦 土浦保健センター内
土浦市下高津2-7-47 ☎029(822)3835

⑦福祉相談センター

身体または知的障害のある方、及びその家族などの関係者からの様々な相談に対し、医師・理学療法士・看護師・身体障害者福祉司などの専門スタッフが対応して、必要な助言や技術的援助、または情報提供を行います。

【お問い合わせ先】 茨城県福祉相談センター 水戸市三の丸1-5-38
☎029(221)4992

⑧鉾田児童相談所

18歳未満の方の療育手帳や施設入所、その他全般的な相談を行っています。

【お問い合わせ先】 鉾田児童相談所 鉾田市鉾田1367-3 ☎0291(33)4119

⑨保健所

地域住民の健康の保持・増進等のための各種事業を実施しています。

【お問い合わせ先】潮来保健所 潮来市大洲1446番地1 ☎0299(66)2114
潮来保健所鉾田支所 鉾田市鉾田1367番地3 ☎0291(33)2158

⑩精神保健福祉センター

精神保健相談や診療を行っています。不登校、摂食障害などの思春期相談のほかアルコール依存症や薬物依存症に関する相談も受け付けています。精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療(精神通院)の受給者証の認定も行っています。

【お問い合わせ先】茨城県精神保健福祉センター 水戸市笠原町993-2
☎029(243)2971

⑪ひきこもり相談支援センター

専門コーディネーターがひきこもりについてご相談に応じます。

【お問い合わせ先】 一般社団法人アイネット筑西市西方1790-29 ☎0296(22)2441

⑫発達障害者支援センター

自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達のある方への相談支援を行っています。

【お問い合わせ先】 COLORS(カラーズ)つくば つくば市高崎802-1 ☎029(875)3485

⑬母子保健センター

子育て中の不安や悩み、お子さんの心身面や発達障害に関することの相談に応じています。

【お問い合わせ先】母子保健センター 水戸市緑町3-5-35茨城県看護協会内

☎029(221)1553

⑭県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ

手話通訳者・要約筆記者・盲ろう者向け通訳介助員の養成・派遣や字幕入りビデオの制作や字幕・手話入りビデオテープの貸出を行っているほか、聴覚障害者のいろいろな相談に応じています。

【お問い合わせ先】 県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ 水戸市住吉町349-1

☎029(248)0029

⑮県立視覚障害者福祉センター・点字図書館

視覚障害者のための各種相談、点字・録音図書の貸し出しをはじめ、点訳奉仕員、朗読奉仕員などボランティアの養成を行っています。

【お問い合わせ先】県立視覚障害者福祉センター・点字図書館 水戸市袴塚1-4-64

☎029(221)0098

⑯障害者権利擁護センター

障害者に対する虐待を防止するために通報や相談を受け付けます。

各市町村の障害者虐待防止センターの紹介も行っています。

【お問い合わせ先】障害者権利擁護センター 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階

☎029-353-8663

⑰障害者差別相談室

障害者の差別の解消に取り組むため、相談窓口を設置します。

【お問い合わせ先】障害者差別相談室 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館2階

☎029-246-6049

⑱法テラス

法的問題の相談をお受けしています。

【お問い合わせ先】 法テラス茨城 水戸市大町3-4-36 ☎050(3383)5390

⑲成年後見センター

センターに登録した司法書士が、障害等で判断能力が不十分な方の財産管理や福祉サービスの利用に際して契約や財産分割などの法律行為の支援を行うための成年後見制度のサポートをしています。

【お問い合わせ先】公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート茨城支部

水戸市五軒町1-3-16 ☎029(302)3166

一般社団法人 茨城県社会福祉士会 ぱあとなあいばらき


水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館 5階 ☎029-244-9030

<問い合わせ先>

〒311-1592

茨城県銚田市銚田 1444 番地 1

銚田市福祉事務所 社会福祉課 障害福祉係

 0291-36-7920(ダイヤルイン)

FAX 0291-32-5183